

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年8月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- ・掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要場合があります。

3

(令和8年8月1日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		担当課	電話番号	備考
		必要	不要			
1	市営住宅への入居	○		建築住宅課	054-643-3481	
2	結婚新生活支援事業	○		広域連携課	054-643-3229	
3	税務証明の交付	○		納税課	054-643-3332	住民票同一世帯のものに限る
4	国民健康保険関係		○	国保年金課	054-643-3303	住民票同一世帯のものに限る
5	後期高齢者医療制度関係		○	国保年金課	054-643-3307	住民票同一世帯のものに限る
6	放課後児童クラブの送迎		○	こども課	054-643-6611	
7	公立保育所の送迎		○	こども課	054-643-3325	
8	母子健康手帳の交付	○		健康推進課	054-645-1111	
9	パパママ教室への参加	○		健康推進課	054-645-1111	
10	生活保護の受給		○	福祉政策課	054-643-3299	
11	災害見舞金の支給		○	福祉政策課	054-643-3148	世帯主が申請できないとき、同性パートナーも申請書類を提出できる。
12	犯罪被害者遺族見舞金	○		交通安全・地域安全課	054-631-5553	犯罪発生時に犯罪被害者と生計を一にしていたものに限る
13	DV相談		○	こども・若者支援課	054-643-7227	
14	仲良し夫婦移住定住促進事業	○		住まい戦略課	054-631-5750	
15	結婚記念花木配布	○		花と緑の課	054-643-3487	
16	住民票の続柄	○		市民課	054-643-3123	住民票の続柄を「縁故者」とすることが可能。 異性同士の場合は婚姻要件を満たしていれば住民票の続柄を「夫（未届）」または「妻（未届）」とすることも可能。
17	介護者交流会事業		○	地域包括ケア推進課	054-643-3225	高齢者を介護しているパートナーの心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図る交流会に参加できる
18	介護保険関係		○	介護福祉課	054-643-3144 054-646-0294	住民票同一世帯のものに限る
19	罹災証明の交付申請	○		課税課	054-643-3279	住民票同一世帯のものに限る
20	災害弔慰金の支給	○		福祉政策課	054-643-3148	住民票同一世帯のものに限る